

横浜市行政不服審査会答申  
(第20号)

平成29年11月15日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「行政証明不交付決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

審査請求人は、平成 29 年 4 月 10 日付で、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 第 1 項の規定により、南区長（以下「処分庁」という。）に対して、住民票（除票）の写しの交付の申出（以下「本件申出」という。）をしたところ、同月 17 日、処分庁からこれを不交付とする決定（行政証明不交付決定処分。以下「本件処分」という。）を受けたことから、その取消しを求めて審査請求を行ったものである。

なお、審査請求人は、横浜市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー一等被害者支援のための住民基本台帳事務取扱要領（平成 16 年 7 月 1 日市窓第 45 号。以下「横浜市要領」という。）に基づく支援措置制度において、加害者とされている者である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、本件申出の対象とする者（以下「対象者」という。）に対し、貸金債権を有しており、その一部について債務名義（強制執行認諾文言付き公正証書）を有している。審査請求人は、当該債権の保全及び回収を目的として対象者を相手方とした裁判手続を検討しており、そのために対象者の住所を知る必要がある。

それにもかかわらず、本件申出を拒否した処分庁の判断は、審査請求人の裁判を受ける権利（憲法第 32 条）を侵害するものである。

- (2) ストーカー行為等には一切身に覚えがなく冤罪である。対象者の支援措置の申出は、完全な虚偽申請と考えられる。処分庁は、何をもって対象者の生命・身体の危険があると考えているのか不明確である。
- (3) 審査請求人は、直接の話合いである民事調停のために対象者の所在を知る必要があり、公示送達では意味がない。

#### 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 対象者からは、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日法務省民事局長等通知。以下「法務省要領」という。）第 5-10 に基づく支援措置の申出がなされており、処分庁は、法務省要領第 5-10-イの規定に基づき相談機関に意見照会を行い、その意見を受けて、支援の必要があると判断した。
- (2) 法務省要領第 5-10-コ-(イ)-(A)では、加害者からの支援措置対象者に係る住民票の写しの請求は、不当な目的があるものとして請求を原則拒否するとあるところ、審査請求人は、対象者が受けている支援措置において加害者と位置付けられているから、法第 12 条の 3 第 1 項柱書に基づき、本件申出を相当と認めず拒否できるものである
- (3) 住民票（除票）の写し自体がなくても、公示送達等の手段により訴訟の追行は可能であり、その他本件申出に特別の必要があるとは認められない。

#### 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

#### 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

##### (1) 本件申出の拒否の適法性・妥当性

本件処分は、法第 12 条の 3 第 1 項に基づき、住民票（除票）の写しを交付しないこととした処分であるが、同項は、同項各号に掲げる者からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に住民票の写し等を交付することができると定めている。

したがって、本件処分の適法性及び妥当性を判断するに当たっては、本

件申出が同項各号に掲げる者からの申出であるか、本件申出が相当と認められるものであるかについて検討する必要がある。

ア 審査請求人は、法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる者に該当するか

法第 12 条の 3 第 1 項第 1 号は、「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」について、住民票の写し等の交付を申し出ることができる旨定めているところ、債権者が債権の回収のために債務者本人の住民票の写し等を取得する場合の当該債権者は、同号に該当するものと解するのが相当である。

本件では、審査請求人が、平成 24 年 3 月 29 日時点で対象者に対して債権を有していたことは、審査請求人が提出した公正証書及び裁判所による免責不許可決定から明らかであるから、審査請求人は同号に掲げる者に該当する者である。

イ 本件申出は、法第 12 条の 3 第 1 項柱書の「相当と認め」られるものに該当するか

法第 12 条の 3 第 1 項は、同項各号に掲げる者からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときに、住民票の写し等を交付することができる旨定めているのであるから、同項各号に掲げる者からの申出であっても、当該申出が相当と認められない場合には、当該申出を拒否することはできるものである。

ところで、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）は、ストーカー行為等（同法第 7 条のストーカー行為等をいう。以下同じ。）の相手方の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止すること等を目的とした上で、地方公共団体に対しても、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及等に努めなければならないことを定めている。

このような同法の趣旨を踏まえれば、ストーカー行為等の相手方の身体、自由及び名誉の保護を図るため、地方公共団体において、一定の施策を講じることは適当であって、その上で、全国の地方公共団体では、具体的な施策として、横浜市要領と同等の内規等により、国の技術的助言である法務省要領に基づいた統一的な支援措置の制度を設けている。

この支援措置の制度は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー

行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民票の写し等の交付制度を利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の生命・身体への保護を図ることを目的としている。具体的には、加害者が、支援措置が採られている者に係る住民票の写し等の交付の申出をした場合には、法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないこととし、これを拒否することができることとしている。そして、支援措置の制度自体については、合理的な目的と内容を有するものとされているものである（東京地方裁判所平成28年3月30日判決（平成27年（ワ）第28779号））。

しかし、支援措置の制度自体は合理性を有するものだとしても、支援措置を理由に法第12条の3第1項に基づく申出を拒否する場合における法の規定の適用方法をみると、法務省要領は、加害者は同項各号に掲げる者に該当しないとしているが、アのとおり、審査請求人は同項第1号に掲げる者に該当することは明らかであるから、支援措置の制度における加害者であることを理由に当該申出を拒否するときは、同項柱書の「相当と認め」ないときに当たるとするほかない。

したがって、本件においては、審査請求人からの本件申出を相当と認めないことが適法かつ妥当といえるかどうか検討する。

確かに、債権の回収及び保全は、債権者として当然に有する権利であるから、法は、第12条の3第1項第1号の住民票の写し等の交付を申し出ることができる者に当該権利を有する者を包含しているものと解される。

しかし、ストーカー行為等の被害者の住所がいったん探索され、生命・身体への危害やつきまとい等が発生すれば、取り返しのつかない事態が生じることもあり得るものである。

したがって、警察等の相談機関等の証明がないなどのように、処分庁が支援の必要性があると認めることに合理性を疑わせるような特段の事情がある場合は格別、原則として、支援措置の制度における支援対象者に係る加害者からの当該支援対象者に係る住民票の写し等の交付の申出については、これを相当と認めずに拒否することができるものと解するのが相当である。

本件では、対象者は、現に警察等の相談機関等に相談し、処分庁は、当該相談機関等から聴取した意見に基づいて、審査請求人を加害者として、支援措置を決定しており、その他証拠類をみても支援の必要性があると認めることに合理性を疑わせるような特段の事情は認められない。

したがって、本件申出については、法第12条の3第1項柱書の規定に基づき、これを相当と認めず拒否できるものである。

#### ウ 利用目的等の厳格な審査

もともと、法は他の目的に先立ち、住民の居住関係の公証を掲げていることからすれば、行政機関に対する申請に添付が必要であるなど、住民票の写し自体が、申出における利用目的のために必要不可欠であり、他の手段では代替できないと認められる場合といったように、申出に特別の必要が認められる場合には、本件申出を拒否することは相当でないと解される。

したがって、本件処分の審査請求手続においては、その申出事由について、より厳格な審査を行う必要がある。

この点について、法務省要領第5-10-コ-(イ)-(A)によれば、上記のような、申出に特別の必要が認められるのであれば、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付するなどの方法により、加害者に交付しないで目的を達成することが望ましいとされている。これは、加害者とされている者の権利行使に配慮する趣旨であると解されるが、他方でこのような交付方法は、あくまでも被害者の住所を加害者に探索されることを防ぐことで生命・身体等への危害から被害者を保護するという支援措置の目的を害しない範囲に限り認められるものであると解すべきである。

これを本件についてみると、審査請求人は、本件申出に係る住民票(除票)の写しの利用目的を「債権回収、債権保全の為の裁判手続等の為」としており、アのとおり、実際に審査請求人が対象者に対して債権を有していること及び権利行使の必要性自体は証拠から認められる。

しかし、審査請求人は、裁判所に具体的な調停の申立てなどは行っておらず、また、時効停止のための訴え提起の場合であれば、訴状の住所欄を空欄として訴え、訴え提起と同時に文書の送付嘱託(民事訴訟法(平

成8年法律第109号)第226条)や調査嘱託(同法第186条)を申し立てるといった方法等(ただし、これらに応じるかは文書の所持者等の判断による。)で訴状の記載を補充する方法やそれでも住所が判明しない場合には公示送達(同法第110条)の方法などが考えられるところである。

したがって、住民票(除票)の写し自体が、その利用の目的である債権の回収及び保全のために必要不可欠であり、他の手段では代替できないとまでは認められないから、本件申出に特別の必要を認めることはできない。

エ 以上のおりであるから、法第12条の3第1項の規定により、本件申出を拒否した処分庁の決定は、結論として、適法かつ妥当といえることができる。

(2) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(3) 結論

以上のおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年5月30日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成29年6月19日	・ 弁明書等の受理
平成29年6月28日	・ 弁明書（副本）送付及び反論書の提出等依頼
平成29年7月10日	・ 反論書の受理
平成29年7月19日	・ 反論書（副本）の送付
平成29年8月3日	・ 書類その他の物件の提出
平成29年8月8日	・ 物件提出のお知らせ
平成29年8月21日	・ 審査請求人に対する質問
平成29年8月27日	・ 質問回答
平成29年9月6日	・ 審理手続の終結
平成29年9月12日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年10月18日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成29年11月15日	・ 調査審議